文化庁月報

1990-3　No.258

もくじ

特集：民俗文化財の保護

座談会
民俗文化財の保護
櫻井徳太郎／田辺　悟／植松明石
天野　武（司会）　4

民俗芸能の伝承　大島建彦　12
民俗文化財の保護に想う　嶋田忠一　15

都道府県のページ

我が県の文化行政 —— ㉟
文化のかぜおこし
—一村一文化運動—　三重県　18

特色ある博物館・美術館紹介 —— ⑮
県民に親しまれる開かれた美術館
岐阜県美術館　21

文化庁だより

・民俗文化財関係新指定等　23
・国立劇場／研修生募集　25
・平成２年度文化庁予算案の概要　26
・平成元年度文化庁月報総目次　27

展覧会紹介

■特別展覧会　四百年忌 千利休展　29
■ヴァン・ド・ヴェルド展
—現代デザインの源流—　30
■企画展示　日本建築の装飾彩色　30

・文化庁行事報告・
予定 …………………… 29
・国立劇場ニュース … 31

表紙写真紹介

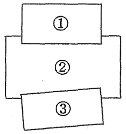

各地に伝わる三月節句
①群馬県多野郡上野村乙父
昭和45年頃　撮影／茂木久雄
②長野県南佐久郡北相木村
昭和63年　撮影／坂口清一
③広島県大竹市木野
昭和63年
写真提供／大竹市教育委員会

題字デザイン※桑山弥三郎

座談会

民俗文化財の保護

櫻井徳太郎
田辺悟
植松明石
天野武（司会）

天野　本日は「民俗文化財の保護」をテーマにいろいろお話を賜りたいと存じます。

民俗文化財の保護については、昭和二十五年に文化財保護法ができ、有形文化財というジャンルの一項目に民俗資料というのがありました。昭和二十九年の文化財保護法の改正により、初めて民俗資料が独立したわけでございます。それによりますと、現在の有形のものは指定できるが、無形のものを指定できないために選択制度がございました。昭和五十年十月の法改正で、従来の民俗資料といわれていたものが、民俗文化財となりました。有形のものも無形のものもあわせて指定できるようになり、民俗文化財の保護が一段と充実してきたわけです。

まず最初は、なぜ民俗文化財を保護するのか。その保護を通じて私どもの生活がどう潤うのか、というようなお話合いをいただければと思います。櫻井先生、いかがでございましょうか。

昭和五十年の法改正の意義

櫻井　昭和五十年の文化財保護法の改正は、画期的な意味がございます。というのは、それまでは民衆の生活の中で先祖代々伝えられてきた素朴な風俗習慣というようなものが、軽く見られていたというか、庶民の生活文化に対する認識は必ずしも十分ではなかったわけですね。そういう姿勢がこの法改正により大きく是正されることになった。無形民俗文化財の中には、大きく分けて風俗習慣の領域と民俗芸能の領域がある。民俗芸能の領域ははやくから非常な関心をもたれてきた、これは華やかだからね。ところが風俗習慣という側面は、地味で目立たないものだから、とかくネグレクトされる傾向があったわけです。それが取り上げられたことは非常に大きな意味合いを持ったと思うんです。

私も法改正の時に多少かかわりを持ったので、記憶が非常に鮮明なんです。これにより文化財行政は庶民の側に大きく目を向けるという方向が打ち出されたという点で、画期的だった。あえて申し上げるまでもなく、日本人のものの考え方だとか民族性を、いろいろ分析する場合に、文献に書き表された資料だとか、一流の文化人たちの創造的な作業によってつくられたものは、もちろん大事です。けれども、名もなき民衆の暮らしの展開の中で、ずっと伝えられてきたものが、非常に大

きな領域を占め、それが日本文化の基底をちゃんとつくったという意味において、重視する必要がある。そういう方面が大変注目されてきたということは、民衆の生活文化に対する価値が再認識されたということで、世間の文化財観の自覚を促す上で大きな意味を持ったと思います。

天野　ご指摘の民俗芸能、これはそれまで無形文化財というジャンルで選択していたんですが、昭和五十年の法改正で民俗文化財の無形民俗文化財の中に位置付けられ、年中行事とか人生儀礼と合わせた風俗習慣もその一翼を担うようになった。確かにこの法改正によって民俗芸能でない風俗慣習等も指定できるようになったことは、私どもとしても大変よかったと考えております。

植松　従来文化というものに対する概念が、芸術とか文学などで価値が高いとか優れているというものに偏っているところがありましたが、生活体系が文化の概念として民俗学や人類学などで持ち出されてきて、文化概念の転換が文化行政にも影響して、真に文化を対象にした保護の制度が確立してきたということだろうと思った次第です。

天野　確かに今、植松先生がおっしゃった文化概念の転換といいますか、文化の多様性を気付かせてくれたことにつきましては、それに先行した民俗学の先輩の研究者の研究成果の積み重ねがあったということも無視できないんですが。

田辺　先輩の岡正雄先生などの業績の中にも民俗資料あるいは民具などが含められているんです。個人的な芸術的な文化は、比較的レベルの高い人たちが長い間持ってきた文化だということ。それに対して庶民といいますか民衆の中には文化がないようにいわれてきたけれども、そうではなくて、やはり今日よりも明日を楽しく豊かに暮らしていこうという、共同体的な生活文化というものがあるんだということを、研究の成果として常に主張してきていた。そういう認識が浸透して、文化財行政の中に取り込まれるようになったんだと思います。

昭和五十年の法改正は、それに携わった方々のご苦労は大変なものだったと思いますが、今振り返ってみると、改正が少し遅かったなという気がしないでもない。しかし、それは保護行政だけがひとり歩きしたんではなくて、学会の研究成果とか世論の動きとか、社会経済の構造変化という歴史的な背景の中で組み上げられてきたものだということは、つくづく感じますね。

天野　民俗文化財の保護が叫ばれる根拠には学問的な蓄積があったけれども、昭和三十年代以降の政治・経済・社会の変貌というものがあって、急速に古いものが失われていくという一面があったことも無視できないと思いますが、その点いかがでしょうか。

櫻井　金属や石とかで作られて形を成しているもの、これはビジュアルなものですからだれでもが認める。ところが風俗習慣のようなものは、実際そこにいって生活を共にしなければ認知することのできないものですね。同時に社会環境の変動、例えば生産構造が変わってくるとか、今のように都市化がどんどん進められて共同体が崩壊するとか、ダムの建設によって水没するとか、そうなってくるとそこにあった風俗習慣が湮滅してしまうわけです。農具とか民具もそうですけれど、手振り身振り、行動によって示されるものの湮滅が、どんどん進むわけですね。我々の先祖から伝えられたものがみんななくなってしまうんだけど、これでいいんだろうか。年中行事にしても、農耕儀礼にしても、お祭りにしても、放っておいていいんだろうかという心配が出てきた、という事実はあります。

そういうところから、官も民の識者も常民もみんな一種の危機意識、そういうものを持つようになり、理解されたんではないでしょうか。同時に実際かかわっている人たちも、自分たちの持っているものを残さなくちゃいけないんだという意識が出てくるようになったんですね。

昭和三十年代の民俗資料緊急調査の役割

天野　文化庁では、昭和三十七、八、九年に全国的な民俗資料緊急調査を実施しました。あの時点で、現状はどうなっているかということを把握するための行政調査でしたが。

駒沢大学長
櫻井徳太郎（さくらい とくたろう）

櫻井　あの緊急調査は、大きなイベントで、非常に有効な調査だったと思いますね。それに刺激されて地方自治体でも、地域の民俗調査を行うようになり、その報告がどんどん出た。一方では文化庁の調査資料に基づいて民俗地図が出来上がる。そんなことでますます盛り上がってきた。また、地方史研究が進み、県史だとか、市町村史なども、そのころから各地で編さんされる傾向が出てきて、その中で、民俗編が一翼を担うようになってきた。つまり歴史の中に占める民俗の重さを、皆が感じてきたということですね。

田辺　昭和二十年代から三十年代までは、民俗文化財が非常に豊富で、我が国はその宝庫のようだったのですが、日本人自身があまりそれに気付かなかった。それが高度成長時代を迎える中で、今までの伝統文化がどんどん切り捨てられるようになり、危機感が出てきた。そこに文化庁が緊急調査をタイミングよく始め、それが火付けになったということでしょうか。

天野　その後も全国的な調査では、民俗文化財分布調査とか諸職関係民俗文化財調査とか民謡調査を実施し、消えてなくなるものを押さえておくための保護策はやっているわけです。

民俗文化財の指定にかかわる問題

天野　昭和五十年の法改正から、有形、無形ともに指定できるようになった。民俗資料も民俗文化財という位置付けがなされた。現状の民俗文化財の保護についての問題、ここが足りないんじゃないかというようなことは…。

櫻井　保護というと何となく上からとか外から、恵みを与えて支えてやるんだという意味合いが出てくるんですね。そうではなくて、風俗習慣や民俗芸能を支えている地域社会の住民にとって、保護されようとしている民俗なしには生きがいが感じられない、それが人々を活性化するエネルギー源だというように積極性を持たせる、そういう保護対策が必要じゃないか、そうでないと、当座は国も認めてくれたんだというので、熱を入れるのだけれども、本当に自分たちの生活の中のエネルギーとなる生き生きとしたものを感じていなければ、元のもくあみに戻ってしまう。保護行政の立場としては、それを支えている地域社会の人たちが、生きた生活を送るために、それを自分たちの宝として感じ取るような在り方にしてもらわなくてはね。

例えば、東京の板橋区には、非常に古い形を持っている田遊びの行事がございます。赤塚、徳丸にね。練馬とか落合にもあるんだけれども、一番有名なのはあそこのものです。ここは文化財に指定されています。指定されたのはありがたい、非常に大きな意味があるんだと保証されたからね。区もまた文化財に指定しました。一時は青息吐息で、まさに消えなんとしたときに指定されたので、息を吹き返して今もずっと熱心にやっているんです。ところがそれを伝える者は年寄りだけになって、中年クラス、特に青年層がいないんです。そうすると下手をすると途絶えちゃうんだね。ごく特殊な人たちだけに支えられるということになって、地域社会の本当のエネルギーにはならない。そこで板橋区は、芸能伝承館という施設を造って、そこで実演と練習と両方できるようにした。住民にはサラリーマンが多いでしょう。働いて夜帰ってきた青年がそこに集まってくるという傾向が出てきているんです。こういう保護の在り方が、これから考えられるべきではないかと思うんです。

天野　青年層が積極的に民俗芸能や年中行事、お祭りなどを支える。これは非常に大事なことですね。民具の収集などでも、「あれは好きでやっとる」とか、「ちょっと変な人や」とか言われながらも、その重要さを感じて収集してきたのが、日の目を見るという一面があった。そういう人たちに周囲の人々の理解が生まれ、ボランティアなども出てくれれば、非常に結構なことではないかという気もするんで

横須賀市人文博物館長
田辺　悟（たなべ さとる）

す。

櫻井　田辺さんはそういう現場をよくご存じでしょうから…。

田辺　若い人の民俗芸能についての伝承の問題についての例をあげますと、三浦半島の先端の三浦市に、神奈川県の指定になっている《あめや踊り》というのがあるんです。近くの村でも同じ芸能をお年寄りが伝承してきたので、ぜひ復活させたいと、若い人に同席してもらい、これを伝承していくにはどうしたらいいかを話し合った。教える方は子どもの頃に厳しく教えられたので、同じく厳しく教えたいという願望があるわけです。ところが若い人は、これから楽しみながら受け継いでいこうというのに、厳しく仕込まれたのではとても教わる気がしない、それだったら我々は伝承したくないというようなことがあるわけです。言ってみれば、伝承者とそれを引き継ぐ人の意見がかみあわず、物別れに終わってしまうんですね。そういう場面を取り持つようなことが、現場にいるとあるわけです。

天野　文化庁の補助対象事業には、地域伝承活動がありまして、伝承者の育成についても、若干の補助金は出しているんですが、何か支持され、納得されるものがないと。田辺先生が言われたように、そっぽを向くということもありますので、何かいい対策が…。

櫻井　最近、地方自治体の歴史民俗資料館が各地にでき、充実してきていることは大変結構だと思うんです。そこを会場に、昔の人たちはこういう生活を送っていたということを体験学習する。ぼくらは縄をなう、わらじ・ぞうりをつくるなど、子どものころに習ったので今でもできるんだけど、都会育ちの人はできない。稲つくり米つくりなども。そういう体験学習をさせることは、中学校あたりの公民教育と関連させる必要があるかもしれません。作業の協働経験を通して地域社会の在り方を再認識させる上で効果がある。食べ物でも、栃餅はどうして作るとか、最近は草木染めが盛んだから、それはどういう風に染めるか、いろいろ疑問が出てくるでしょう。昔の漁師が、どのような魚取りをしたかも段々忘れてしまうでしょう。そんなことを体験指導すると、保護行政も助成もいきてくる。それがもとで、また昔の人たちの暮らしの在り方や郷土認識を高めることにもなってくる。

天野　今、歴史民俗資料館のことがお話に出ましたが、昭和四十五年度から発足しまして、都道府県立で十二館、市町村立で約四百五十館ほど全国にあります。当初はその地方、地方の歴史、考古、民俗の資料を保存するということに眼目があったわけですが、昭和五十年過ぎからは、歴史、民俗、考古資料等を保存すると同時に活用する、文化財の保存・活用の拠点として位置付けられています。ただ学芸員を何人置かなければならないという拘束はなく、なかなか充実しない。

田辺　選択とか記録保存とか公開といったことは、その地域・地元で十分にやっていただかないと、文化庁ではそこまでは全国的にカバーできない面があろうかと思います。

昨年夏に、福井県の敦賀へ二十年ぶりに行きました。立石半島の浦々では、二十年前に行ったときには、まだ産小屋で子どもを産んだ人が何人もいました。「あそこの産小屋で七人産みました」というような話が、実際に聞き取り調査できたわけです。今度行ってみましたら、建物は、福井県指定の有形民俗文化財の産小屋として移築され、建物は立派に保存されているけれども、その産小屋で子どもを産んだ伝承者がもういないわけです。このように建物だけは残るけれども記録のほうがついていかないということが他にもたくさんあると思うんです。

櫻井　そういった問題をよく考えなければなりませんですね。

歴史民俗資料館の課題

天野　歴史民俗資料館には、豊かな知識を持ちかつ意欲のある人をはりつけ、いろいろな

跡見学園女子大学教授
植松明石（うえまつあかし）

ことをやっていただきたいわけですが、大学でその地域に定着する人たちにそこの民俗のことを教えているのかどうか。民俗を専攻した人を歴史民俗資料館で採用するかというと、必ずしもそうでもない面がある。そういう諸般の事情にかんがみまして、私どもは国立歴史民俗博物館の協力を得て、歴史民俗資料館等専門職員研修会を数年前から発足させました。徐々ですけれども、歴史民俗博物館に魂をいれ、民俗の裾野を広げたいということで研修会を開いているんです。

櫻井　植松さんのところは学芸員養成課程がございますか。

植松　ございます。

櫻井　大学などで学芸員の資格を取得する場合の必要単位の取り方、学芸員の養成の在り方をもう少し考える必要があると思うんです。インターン制度を導入して、もっとしっかり育てる必要があると思うんですが。民俗学は必修じゃなく、選択必修ですよね。

田辺　そうですね。

櫻井　だから民俗学の単位を取らなくても学芸員になれるんです。そこで二つの問題が出てくるんです。一つは、民俗なんていうのはたあいないことで学問的体系なんかあろうはずはないという心得ちがいですね。それから、あれは文献じゃないから、資料としては甚だ心許ない、だから、資料的な価値はないんだという考え方。一番困るのは、民俗学組みしやすしと見られることなんです。確かに民俗はあまりに日常的であるから容易につかめる。しかし、その内面にあるものは本気になって勉強しないと理解できないのです。つまり日常茶飯事の現象を通じて、日本の民俗文化の在り方とか民族性の特質を明らかにするというところに意味があるんですね。

もう一つは、学芸員の定員の確保が困難な中で、学芸員イコール考古学を専攻した人、考古学専攻者イコール学芸員だという通念が強い。その考えには、民俗なんか自分たちでもすぐ分かるという。思い上がりも甚だしい。民俗学の軽視ですね。

天野　植松先生、大学教育の場にいらっしゃってどうですか。

植松　学芸員の資格を取る者はたくさんいるんですが、それによって就職する例は少ないんですね。その場が少なくて就職できないわけです。資料館などに学芸員が必ず一人いるように、法的措置が講じられれば、かなり需要があるのではないでしょうか。この仕事に就きたい者がたくさんいるんです。男子と女子のどちらが採用されやすいかというと、やはり男子なんですね。私のところは女子大ですから、せっかく一生懸命やりたいと熱意のある女子学生が、場を得ないわけです。

田辺　考古学を専攻しますと、学生が卒業すると考古学者になった気になる人が随分いるわけです。実際に自分で発掘したり資料を整理したり、分類する。インターンのような実習を重ねており、専門性が認められますので、自分もそのような気になれる部分があると思うんですよ。博物館実習などもかなり積み重ねてきているから、そういう人たちを採用することは即戦力になりやすいということもあると思います。

櫻井　だから、文化庁でそういう人材を養成するために研修の充実を図ることは大歓迎ですね。民俗学を専攻したものでないと学芸員になれないというのではなく、少なくとも民俗学、あるいは民俗文化財を見る目、そこにある生き生きとした生活とのつながりを見抜くことのできる感性を、涵養しなくちゃいけないですね。

植松　官庁に勤めて、最初は学芸員のような仕事をしていても、専門職としてでないために、数年経つと図書館など他に配置転換されることがあるらしいですね。

田辺　そうですね。現実的にある話です。

櫻井　図書館は司書制度があるからいいんですよね。司書にきけば一部始終分かる、そういう図書館がいい図書館なんです。民俗資料館にもそういうものがあってほしいですね。

文化庁伝統文化課
主任文化財調査官
天野　武（あまの　たけし）

天野　今、行政の問題とか大学の民俗学専攻の人の実地トレーニングのことなどがお話に出ましたが、それともう一つ、中学校か高校卒業ぐらいまでに歴史や地理、あるいは考古とはこういうものだという概念がたたき込まれて、おぼろげながら理解していても、民俗とは何かというようなことが理解できるよう、果たして教育されているでしょうか。

櫻井　それは中教審の抱える大きな問題ですね。

田辺　民俗文化財の保護の場合には、伝承者の保護・育成と、歴史民俗資料館で仕事をする人の養成、それがやはり民俗文化財の保護に貢献していくと思うのです。ですから立派な施設ができ、モノが保存されても、それを活用して後世に伝えていく人が大切ですね。これらがやはり三位一体になっていかないと、民俗文化財の保存・保護は危機にさらされていくと思います。

櫻井　今のは非常に重要な指摘ですね。大学や文化庁の再教育などと同時に、地域の人たちが目を向けているものを、どうやって吸収し、それを生かすかということ、この三つの柱を束にして考えていくことが大事なんじゃないでしょうか。

天野　抽象的に文化財の保護ということではなく、もっと地域社会に根ざした文化を掘り起こして、それの意義付けをするという民俗文化財は大変な意義を持っているんですね。また国際交流が盛んになって、海外から日本民族はどういう民族か、奇跡的な発展を遂げたそのエネルギーはどこから出てきているかと、関心が高まっている。それを理解してもらうためには、やはり民俗文化財をとくと見てもらわなくっちゃというような…。

植松　そうですね。学生などが海外でホームステイして、日本のことをいろいろきかれる。ところが彼女たちはほとんど何も答えることができないんですね。生活体験がないということなんです。昔でしたら、自ら生活して体得していることであったわけですから、すぐに答えられるものを持っていたということです。

民俗文化財の保護をめぐる問題

植松　実は私はいつも、民俗文化財の保護ということがどういうことなのかな、と思っているんです。生活文化というのは変わるのが本質なわけですね。保護というのはある時期のものを固定させるという意味があるわけですから。民俗文化というのは、その地域や人、ある決まった時期にやるものとかという一定の枠があると思うのですが、保護することによってその枠の条件を全部満たさなくなる場合もでてくると思うんです。

天野　民俗文化財は変化するものだという大前提はあると思います。ただ、指定という場合は、指定の時点で基本的にある程度押さえませんと、指定はした、あとはもう崩壊の一途をたどるというのでは困りますからね。

植松　それは確かですね。

天野　保護には現代的な意義が大事だと思っています。

田辺　やはり暮らしの継続の中で、それがなければいけないと思います。保護と活用と言いますか、それが一体化されないとね。

櫻井　大変核心に迫ってきたと思います。指定の仕方ですね、これがどうもトピック主義というか、その場主義で、たまたま世間の注目を浴びるようなものだけをピックアップして指定してしまう。表で目立つものだけをつまみとって指定してしまうと、そのベースとなって日常生活の中に定着している衣食住だとか、地域の付き合いの在り方とか、こんなのは意味はないんだというふうに認識されて、基層文化のほうがどんどん無視されていく傾向がある、その反省ですね。つまみ食いじゃなくて、それを支えている全体を絡めて指定すべきではないか。

例えば、民家ですと屋根型だとか、間取りはどうだとか、うだつ柱はどこに立っている

とかね、これは大変古くて典型的なものだから指定しようということになる。ところが建物の形体だけに注目して、その中に展開されている生活全般の機能ですね。空間ごとにいろいろ機能がありますが、そういう生活空間のなかの暮らしの内容が、全部捨象されてしまう。これは取り返しのつかないマイナスとなるんですね。

田辺　それはあると思いますね。

櫻井　つまり民家は建造物だから有形文化財に入るんですね。ところが、例えば、お札がどこにあったとか、大黒や恵比寿がどこに祭られていたとか、寝間の神様はどうであったか、というようなことは全部ネグレクトされる。我々の精神生活にとっては大事なものをみんな捨て去ってしまう。これは本当に反省する必要がある。

田辺　確かに建築学上からすれば、非常に重要な指定でしょうが、民俗文化財として見た場合には、欠けている部分、除外した部分がどうしても出てきてしまうこともあろうかと思います。今後、この点は考えていかなければならないだろうと思います。

　今までの背景を見ましても、昭和二十九年以降の初期の指定は、一点豪華主義で指定の対象とされているという経過があります。もちろん一つしか残っていない場合には、非常に貴重な資料だと思いますが、そういうところの周辺をさらに広げていく。その一つを中心として、それを取り巻く有形、無形の民俗文化財を収集していくというようなことが必要で、これからは追加指定ということを、さらに見直し、実現するならば、よりよい状態で保管していけると思うのですが。

天野　大変貴重なご意見を賜りました。

　民家を有形民俗文化財として指定するときには、建造物課の所掌となる有形文化財の指定とどうかかわるのか。民俗文化財の指定は、生活の変遷、推移と基盤的な生活を知るために不可欠なものという視点で、指定に当たっては、他の分野のものと調整しながらやっていきたいと思っております。

櫻井　隣接領域と言ったらいいんですか、それは大変大事だと思うんです。今の問題は、民俗文化財と他の文化財との区切りの問題ですが、民俗文化財内の領域でも、やはり同じ問題が出てくる。まず有形民俗文化財と無形民俗文化財との接点を考えなくちゃならない。まだ不整合なところがあるんですね。

　例えば、民俗芸能でも芸態だけではなく、それを支える担い手の資格について、穢れていてはいけないというので、みそぎを取って参列する。あるいは神事との関わりを詳しく検討する。それぞれのモチーフやエレメントが何をシンボライズしているか。同時に舞台の構造、装束、楽器などに注目する。そういうものが総合化し体系化して、歌なり踊りなりが成り立っている。現象面だけを見て、その奥を見のがすところがある。またマタギの狩猟習俗などの指定でも、マタギ技能集団には、複雑な役割分担と組織とがあるわけですよね。村における生活体系が、山へ入ると一八〇度転回してくるんですね。そして里言葉を使わないで山言葉を使う。そういうところを総合して見ないとね。

　さらに、こんどは、無形民俗文化財そのものにおいてもやはり不整合がある。風俗習慣の領域と民俗芸能の領域の間のギャップです。風俗習慣はどちらかというと民俗学あるいは人類学的な観点から見るわけでしょう。ところが民俗芸能は美学、芸術的視点が強いですよね。これがやっぱり違うんですね。分化して見るんじゃなくて、総合させて、指定する必要があるということです。

田辺　今までの民俗文化財の指定では、有形のもの、特に民具などの場合には、セットで見ていくことは全国的に定着してきていると思うんですが、有形と無形の民俗文化財とがさらに一体となって、伝承を含めてセットで見ていくということではないでしょうか。

櫻井　例えば早川幸太郎さんの『花祭』のように、厖大でしかも非常に緻密な基礎的研究をベースに指定されている。ああいう指定の仕方がいいんですね。

天野　文化財保護法では、形のあるものは有形民俗文化財、それから動作とか技術とか精神面については無形民俗文化財というように、二つに分けているんですね。これが民俗文化財に関する現行制度ですが、今日のお話を伺いますと、若干考え直さなければならない点もあるやに思いますが…。

天野　宮本常一氏は柳田先生の言う《目で見えるもの》《耳で通して獲得するもの》それから《以心伝心の世界》の三つの在り方を提唱している。文化財保護法は、それと異なった視点で、有形と無形に分けているから、ちょっと混乱があるんじゃないかというようなことも指摘されたように思うのですが。

植松　そうですね。やはり一つの方法ですべてを完全にカバーできるということはないと思いますので、いろいろな方法を複合的に使うということではないでしょうか。例えば、記録ということで、映画とかビデオの活用もお願いしたいですね。

映像資料の活用

植松　映像化する場合に重要なのは、一体これが真実かということ。というのはある程度選択して映像化しますし、具合の悪いところはカットされていることもあるでしょう。

天野　昭和八年でしたか。渋沢敬三先生が新潟の桑取谷へ入られ、ビデオですか、大変貴重なものですね。昭和四十年代後半に、文化庁で『日本の稲作』をつくった先駆けがありますが、文化庁の映像化の予算が不十分なもので、窮余の策で、国立歴史民俗博物館と協力して、昨年は六本目をつくりました。十六ミリやビデオでもつくっているわけです。文章だけでは表現し切れない映像の優位さがありますのでね。文化庁で持っているものについては、あらかじめ申し込んでいただければ、まさに保存と活用ですからご活用ください。

植松　無料ですか。

天野　無料です。

櫻井　それがわかったら申込みが殺到しますよ。それにしても数が少ないね。関係方面の理解をえて予算をつけてもらうことです。映像化にあたって特定の意図を入れると、客観化がなかなか難しくなってくる。文化庁でつくるのとNHKがつくるとでは違わなければならないですね。あくまでも当該学問の成果を基準とすること。実相を主観的な意図を差しはさむことなく作り上げることが必要だと思います。それができるのは文化庁しかない。だから文化庁に付設して国立映像資料館をつくる必要があるんだなあ…。

植松　そうですね、本当に。

櫻井　今や日本はそれこそ富める国になったんだから、それくらいやっていいんですよ。

　前に戻りますが、柳田國男先生は、民俗学の三領域論を展開していた。これに対して、文化庁が二領域にしているということの疑義が、宮本氏から出されたという。私は、柳田先生が三つに分けたのは、《視覚に訴えキャッチできるもの》《聴覚によってキャッチできるもの》それから《心意、人間の心でキャッチできるもの》ですね。第一は形に現れた有形文化、第二は言語表出、三番目は心意伝承で、多くの精神文化の領域とからむのです。

柳田先生は三つに分けたけれど、三つが並列的に存在しているというふうには考えておられなかったと思います。三分野説じゃなくて、むしろ三角形あるいは三角錐構造と言ったらいいのか。そういう分野があるんだけれど、その一番の要(かなめ)になるのは心意現象だと言ってるんですね。だから文化庁で二つに分けたといっても、不整合に注意すればさほどマイナスだとは思わない。ですけれども、ただ言語伝承の領域が欠落しているのは考えてもらいたいですね。

天野　一番とらえやすいことは確かと思いますね。

　最後に民俗文化財の保護をより推進するためのご提言をちょうだいできれば。

櫻井　先ほども触れましたが、文化庁の力添えで、是非とも国家的な規模の映像資料館のようなものをつくって欲しいということです。

田辺　歴史民俗資料館などを拠点として裾野を広げていくことが、今日求められているんではないかと思います。それが有形と無形の一体化につながっていくのでしょうが。

植松　保護、保存という内容の検討がやはり常に必要なことと感じます。それと民俗文化は多面に展開しているわけですが、それをトータルに認識するということですね。

天野　ありがとうございました。先生方には、さらにご理解を賜り、折々に民俗文化財の保護の重要性について訴えていただければ大変ありがたいと存じます。

編集後記

春の朝、寒さもうすらぎ、黒土の中からポツンと出ているのに気づいたチューリップの小さな緑の芽が、暖かさにあわせて日一日と大きくなってきました。

今月号では民俗芸能を特集しました。最近では、各地で民俗芸能の行事やイベントが多くなっています。かつて生活の便利さや物の豊かさを求めた時代にはそれほど考えなかったことですが、人間性や生活の質を重視することと軌を一にして、このような豊かな伝統がかえって新鮮で若い世代の積極的な参加も得て私たちの前によみがえってきたように感じます。

（D）

「文化庁月報」三月号
（通巻第二五八号）
平成2年3月25日印刷・発行
編　集　文　化　庁
〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
発行所　株式会社　ぎょうせい
本社〒104東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業所〒162東京都新宿区西五軒町4－2
電話（〇三）二六八－二一四一（代表）
振替口座　東京　九－一六一番
印刷所　㈱行政学会印刷所

■定期購読のおすすめ
本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。
定価一九〇円（本体一八四円）（送料四六円）
年間購読料二、二八〇円（税込・送料共）

広告の問合せ・申込み先
株式会社　ぎょうせい　営業第一課・宣伝係
☎(03)269—4145（ダイヤルイン）